



1. 兄弟姉妹が障害児支援を利用している場合の利用者負担額の上限管理

同一世帯内に複数の児童（兄弟姉妹等）が障害児支援を利用している場合
児童全員分の負担額を「負担上限月額」内の金額に管理する必要があります。

(例)		受給者証の印字額 (負担上限月額)	某月の利用に伴う 負担額 (1割)	実際の負担額 (上限管理後の負担額)	
	兄	4,600円	3,000円	4,600円	(3,000円)
弟	4,600円	2,000円	(1,600円)		
妹	4,600円	1,500円	(0円)		
			計6,500円		



1. 兄弟姉妹が障害児支援を利用している場合の利用者負担額の上限管理

管理方法

① 該当世帯かどうかの把握



該当する場合

② 兄弟姉妹が利用している事業所の把握

（上限額管理を行う事業所の把握）

自事業所で管理を行う場合

③ 届出書の提出

④ 上限額管理の実施（毎月）

必ず全ての保護者に確認して下さい !

※兄弟姉妹で異なる事業所を利用している場合があります

届出書様式、上限管理の具体的な実施方法等は、市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jogenkanri.html>



2. 学校の「休業日」に関する取扱い

放課後等デイサービスにおける学校休業日の取扱いに関してよくある質問

インフルエンザ等で学級閉鎖※となった場合 ※利用児童の学級

学校休業日にあたる。

台風等で臨時休校となった場合

学校休業日にあたる。

※授業が行われた場合も、学校が臨時休校を判断し、下校した場合等は学校休業日となる。

始業式、終業式、卒業式の日

神戸市立の学校：学校休業日にあたらぬ。卒業式に参加しない学年の児童についても同じ

その他の学校：学校または自治体にご確認ください。

夏休み期間中の「登校日」

神戸市立の学校：学校休業日にあたらぬ。

その他の学校：学校または自治体にご確認ください。